

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	榎列上幡多 (榎列上幡多)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月25日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内のほ場については、平成8年度から平成15年度にかけて実施したほ場整備の完了により優良農地(標準区画20a)、用水パイプライン及び排水路が整備され、集落営農組合が設立された。地域内の農業環境が改善され、たまねぎ・白菜など露地野菜を中心に施設園芸や畜産にも取り組んでおり、また営農組合による播種等の機械共同化により、当地域の優良農地については遊休農地はほぼない状況である。しかしながら、農業者の大半が高齢者であり、今後も高齢化が著しく進行することも予想され、10年先では耕作者の減少、後継者不足、労働者不足等により、耕作放棄田が発生するとの懸念がある。地域農業を維持、確保するためにも、営農組合を中心に、多面的機能支払交付金事業の活用による地域資源の維持管理と経営体制の強化を図るとともに、農業後継者や新たな担い手を確保し農業経営体制の維持・強化について検討する必要がある。
農業者:92人(うち、50歳未満10人)、他地区から入作4人(うち、50歳未満0人)
組織:人・農地プラン検討委員会(構成員53人)、農地・水環境保全隊(構成員53人)
※人・農地プラン(平成24年12月27日策定)

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、水稻に加え、たまねぎ、キャベツ等の露地野菜を主体に農業を行っている。営農組合で米とたまねぎの播種について機械の共同化による効率化、省力化は引き続き進めていく必要がある。組合員も高齢化していることから、若手によるオペレーターの育成も進め、農作業をオペレーターに委託するシステムの強化を早急に進めていく。
また、農業後継者や若い担い手の確保による労働力不足対策については、営農組合での共同作業の拡充、農業法人との連携、親方農家の導入拡大による就農希望者の受入体制の整備など、持続可能な地域農業経営が図れるよう推進していくとともに地域コミュニティの活性化を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	48.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	48.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の担い手にほぼ農地は集積できており、小規模農家から農地の賃貸借の意向があれば、当該農地の隣接地を耕作している担い手農家が借り受けるか、規模拡大意向の担い手農家に極力農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現在の担い手にほぼ農地は集積できており、小規模農家から農地の賃貸借の意向があれば、当該農地の隣接地を耕作している担い手農家が借り受けるか、規模拡大意向の担い手農家に極力農地を集積していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の農地については、ほぼ農地の基盤整備、用水パイプライン、排水路の整備が完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域は、農業者の高齢化が進行しており今後離農者の増加が見込まれる中、地域の農地については地域で守っていくことを基本としながら、後継者・担い手農家の確保、規模拡大意向の農業法人や農家とのマッチング、営農組合組織の強化を図り、持続可能な農業経営が図れるよう地域一体となって取り組む。また、担い手確保のためにも、吉備国際大学農学部との連携のほか、移住者支援や就労支援、空き家活用による定住化を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
当地区は、家族経営農家が多いことから、農繁期には労働力不足が顕著である。現状の経営を維持する上で、積極的に農作業委託を取り入れたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①農地の北東の企業団地側に個々に鳥獣害対策として柵を設置しているが、今後集落において対策が必要な箇所を洗い出し、鳥獣害防止柵の設置やICT活用による管理を検討し、侵入防止対策の強化を図っていく。また、生息環境管理を行うとともに、資格取得の促進等による人材育成や猟友会等との連携による鳥獣対策体制の強化を図っていく。
- ②農業協同組合と連携し、地域の減農薬化を図るとともに、ブームスプレーヤーなどの機械化農業へ移行することで、正確かつ効率よく作業でき、重複・過剰散布の抑制を図る。また、化学合成農薬の散布を抑制した害虫対策を推進するため、黄色灯整備等の実施を図る。
- ③担い手における省力化やコスト低減を図るため、積極的にスマート機器の導入を検討していく。また、スマート農機関連事業を活用しAIを使った農業機械やドローン等を導入、整備をするための免許取得等によるスキルアップについても推進し、人材を育成するとともに、生産体制や経営モデルの構築を図っていく。
- ⑦用水用パイプライン及びため池の維持管理等について、営農組合内にある水利組合を中心に維持管理を行う。また、農業水利施設設備の保持・管理のため、多面的機能支払制度を活用し、定期的に草刈りや溝掃除等による環境保全を実施していく。
- ⑧営農組織において、現在水稲や野菜における播種等の機械共同化や、水稲の田植機や収穫期におけるホイールローダーの貸出し等を実施しているが、今後も農業用機械の更新、装備、共同利用化を進めるとともに、オペレータの強化と作業受託の拡大を図り、持続可能な農業経営体制を構築していく。
- ⑨耕畜連携を地区内で推進し、畜産農家から生産される堆肥を活用して減肥料の取組みや良質の土づくりを進める。また、飼料作物についてはWCS用稲の推進を図っていくとともに、粗飼料や濃厚飼料の自給率向上を促進し、安定的な飼料供給を図る。